

電力自由化とエネルギー・セキュリティ —歴史的経緯を踏まえた日本電力業の将来像の展望—

橋川武郎

概要

最近の日本では、「エネルギー・セキュリティの確保」を大義名分にして、電力自由化に歯止めをかけようとする動きが目立ち始めている。エネルギー・セキュリティの確保が電力自由化の後退につながるのは、エネルギー・セキュリティの確保→原子力発電の重視→原子力投資を抑制する電力自由化の問題視→電力自由化の後退、という論理的連関が想定されているからである。このような想定は、妥当なものだろうか。本稿では、日本の電力産業の発展過程に立ち返って、この点を検証した。

検証の結果、電力自由化のいっそうの進展は、電力会社による経営の自律性の再構築を促進し、ひいてはエネルギー・セキュリティの確保に資することが判明した。電力自由化の進展→電力会社による経営の自律性の再構築→電力会社の強靭なエネルギー企業への成長→エネルギー・セキュリティの確保、という論理的連関こそが強調されるべきなのである。

つまり、電力自由化の後退は、むしろ、エネルギー・セキュリティを危うくするものだと結論づけることができる。電力自由化が原子力投資に抑制的な影響を及ぼす問題については、原子力発電事業を9電力会社から分離し、政策的支援を受ける専業会社に集中することによって、解決することが可能である。エネルギー・セキュリティの確保のためには、電力自由化をいっそう進展させることが求められている。

キーワード

電力自由化、エネルギー・セキュリティ、原子力発電、電力業経営の自律性、強靭なエネルギー企業

はじめに：自由化の後退とエネルギー・セキュリティ

最近の日本では、「エネルギー・セキュリティの確保」を大義名分にして、電力自由化やガス自由化に歯止めをかけようとする動きが目立ち始めている。本稿の課題は、このよ

論 説

うな電力自由化の後退が、むしろ、エネルギー・セキュリティを危うくする点を明らかにすることにある。

この課題に取り組むにあたって、本稿では、歴史的経緯をふまえ、日本の電力産業の将来像を展望する作業を進める。分析作業にあたっては、応用経営史の手法を採用する。

一般的に言って、特定の産業や企業が直面する深刻な問題を根底的に解決しようとするときには、どんなに「立派な理念」や「正しい理論」を掲げても、それを、その産業や企業がおかれた歴史的文脈（コンテキスト）のなかにあてはめて適用しなければ、効果をあげることができない。また、問題解決のためには多大なエネルギーを必要とするが、それが生み出される根拠となるのは、当該産業や当該企業が内包している発展のダイナミズムである。ただし、このダイナミズムは、多くの場合、潜在化しており、それを析出するためには、その産業や企業の長期間にわたる変遷を濃密に観察することから出発しなければならない。観察から出発して発展のダイナミズムを把握することができれば、それに準拠して問題解決に必要なエネルギーを獲得する道筋がみえてくる、そしてさらには、そのエネルギーをコンテキストにあてはめ、適切な理念や理論と結びつけて、問題解決を現実化する道筋も展望しうる、……これが、応用経営史の考え方である¹⁾。

本稿では、まず第1章で、電力自由化の経過と、最近におけるその後退を確認する。次いで第2章では、124年に及ぶ日本の電力産業の発展過程を振り返り、自由化が問題となる現在の局面の歴史的意味を明らかにする。その後第3章では、電力自由化の進むべき方向性について掘り下げ、それをふまえて第4章で、電力自由化のもとでの電力業経営のあり方を考察する。さらに第5章では、電力自由化と原子力発電との関係に光を当て、そこでの議論にもとづき第6章で、原子力発電の電力業経営のなかでの位置づけについて検討する。最後に第7章で、日本の電力業の将来像に関して、いくつかのオプションを提示したうえで、おわりにでは、本稿の課題に立ち返り、分析作業全体を総括する。

1. 電力自由化の進展と後退

1951年（昭和26年）に電気事業再編成によって誕生した9電力体制（1988年10月の沖縄電力の民営化以降は10電力体制）の特徴は、(A)民営、(B)発送配電一貫経営、(C)地域別9分割、(D)独占、の4点にまとめることができる。電力自由化は、市場競争の欠如が国際的にみて割高な電気料金水準をもたらしたとの認識に立ち、10電力体制の(D)の特徴（独占）を改変することから出発した。この章では、まず、電力自由化の進行プロセスを、

1) 分析手法としての応用経営史の有効性については、橋川 [2006] 参照。

時系列に即して振り返る。

1980年代に始まり、1990年代には日本社会の各分野に波及した規制緩和の流れは、やがて、電力業をもその対象とするにいたった。この流れのなかで、1964年に公布され、1965年に施行された電気事業法は、1995年に31年ぶりに全面改正された。この電気事業法の大幅改正は、日本の電気事業が、新たに自由化の時代を迎えたことを意味するものであった。

1995年の改正電気事業法は、4月に公布され、12月に施行された。改正のポイントは、①発電部門への新規参入の拡大、②特定電気事業にかかる制度の創設、③料金規制の改善、緩和、④電気事業者の自己責任の明確化による保安規制の合理化、の4点にあった。このうち①は、卸電気事業参入に関する許可制の原則撤廃と入札制度の導入を主要な内容としたものであり、これを受けて、IPP（Independent Power Producer）と呼ばれる独立系発電事業者が次々と登場した。また②は、電力小売販売事業を可能にするための制度を新設したものであった。さらに③は、負荷平準化のための料金メニューの設定を許可制から届出制に改めたものであり、同時に、経営効率化の度合いを比較評価しやすくするヤードスティック査定を採用することによって、地域独占の大枠を維持しながらも、電力会社間の間接的な競争を促進しようというねらいももっていた。最後に④は、設備設置者による自主検査制度の導入と、国の直接関与の重点化、必要最小限化を柱としていた。要するに、この改正電気事業法の眼目は、日本の電力産業に競争原理を導入する点にあった²⁾。

1995年の電気事業法改正は、IPPの登場だけでなく、特定地域の需要家に直接、電力を供給する特定電気事業者の出現ももたらした。特定電気事業者から電力供給を受けるようになった需要家は、大都市のビル群などであった。

電気事業法は、その後、1999年にも大幅に改正された。この改正電気事業法は、1999年5月に公布され、2000年3月に施行された。

1999年の電気事業法改正のポイントは、①使用規模2000 kW以上・2万V特別高圧系統以上で受電する需要家（特別高圧需要家）を対象に電力小売を部分的に自由化して小売部門にも競争原理を本格的に導入したこと、②電力会社が送電ネットワークを他の電気事業者に開放する託送制度を新設したこと、③電気料金の引下げについては許可制から届出制に改めたこと、④電気事業者に対する兼業規制を撤廃したこと、などの諸点にあった。電力小売の自由化部門では原則として規制は撤廃されることになったが、例外として、最終保障約款による電力供給は認められた。また、規制対象部門の需要家に悪影響が及ぶこ

2) 橋川 [1995] や橋川 [2004a] で詳述したように第2次世界大戦以前（厳密には1930年代初頭まで）の日本では電力会社間で激しい競争が展開されたから、歴史的観点に立てば、1995年の改正電気事業法のねらいは競争原理の「再導入」にあったと言うことができる。

論 説

とを防止するため、供給原価を自由化部門と規制部門に区分し、部門別収支を明確にすることも制度化された。そして、新制度開始後おおむね3年経った時点（つまり、2003年3月ごろ）で、自由化の実績を検証し、その後の方向を決定することとした。

1999年の電気事業法改正は、電力小売への新規参入を喚起し、PPS（Power Producer and Supplier）と呼ばれる特定規模電気事業者が出現することになった。三菱商事が全額出資により2000年3月に設立したダイヤモンドパワー株式会社や、NTTファシリティーズ・東京ガス・大阪ガスの3社が共同出資により2000年7月に設立した株式会社エネットが、それである。このうちダイヤモンドパワーは、2000年8月に行われた通商産業省本省ビルの1年分の電力調達入札において、東京電力および東北電力と競争のすえ、落札に成功した。

さらに、電力小売の部分自由化は、9電力会社相互間の市場競争をも引き起こした。この面で先陣を切ったのは、東京電力である。東京電力の関係会社として2000年3月に設立されたマイエナジー株式会社は、東北電力や中部電力の供給区域内でオンライン発電事業を開拓した。また、2002年3月に行われた仙台市の電力入札には、東北電力だけでなく東京電力も応札し、本格的な電力会社間競争の「口火」を切った³⁾。その後、オンライン発電事業への参入や、既存の供給区域外での電力入札への参加は、他の電力会社にも広がった。

日本における電力自由化は、1995年の電気事業法改正による第1段階、1999年の電気事業法改正による第2段階を経て、2003年2月の『総合資源エネルギー調査会電気事業分科会報告』（総合資源エネルギー調査会電気事業分科会[2003]）により、第3段階を迎えることになった。この第3段階は、第2段階実施後おおむね3年経った時点で、電力自由化の実績を検証し、その後の方向を決定するという既定方針にのっとって、開始されたものである。

総合資源エネルギー調査会電気事業分科会[2003]は、電力自由化の第3段階での実施事項として、①小売自由化の拡大（2004年4月に高圧500kW以上の需要家を自由化、2005年4月に高圧50kW以上の需要家を自由化、2007年4月を目途に全面自由化の検討を開始）、②電力小売託送制度の見直し（複数の電力会社が送電線使用に対して課金する振替供給制度の廃止）、③全国規模での卸電力取引市場の創設（PPSにとっての電力調達の容易化）、④電力会社によるカバー・ルールの見直し（事故時バックアップ料金の廃止等によるPPSの負担の軽減）、などの諸点をあげた。これらの内容は、2003年6月に公布され、2004年4月に施行された改正電気事業法に盛り込まれた。

3) 2002年3月の仙台市の電力入札では、「最大で前年度比12%もの大幅値下げ額を提示した東北電力が東京電力を振り切」った（『電気新聞』[2002]）。

電力自由化の第3段階のポイントは、電力小売の自由化の範囲を拡大し、近未来における全面自由化の方向性を打ち出した点に求めることができる。その一方で、第3段階での強行も見込まれたアンバンドリング（発送配電の分断）に関しては、見送られることになった。

ところが、最近になって、電力小売の全面自由化の前途に、暗雲が立ち込め始めた。原油価格の高騰などを背景にして、「エネルギー・セキュリティの確保」を求める声が高まり、「電力自由化の後退」と呼ぶべき事態が目につくようになったのである。例えば、『エネルギー・フォーラム』誌は、2006年5月号の記事（『エネルギー・フォーラム』[2006]）のなかで、総合資源エネルギー調査会総合部会が2006年3月に発表した「新・国家エネルギー戦略」の中間とりまとめ（総合資源エネルギー調査会総合部会 [2006]）について、「見事と言えるほど『自由化』という言葉は消えている。経産省は過去10年間、石油を始め電力、ガスの自由化、規制改革を進めてきた。それが一転、今度は安定供給、安全保障の一点張りだ。過去10年の総括はどうするのか」（39頁）、と述べている⁴⁾。

「エネルギー・セキュリティの確保」が「電力自由化の後退」につながるのは、エネルギー・セキュリティの確保→原子力発電の重視→原子力投資を抑制する電力自由化の問題視→電力自由化の後退、という論理的連関が想定されているからである。このような想定は、妥当なものだろうか。本稿では、日本の電力産業の発展過程に立ち返って、この点を検証する。

2. 日本電力業の発展過程と現在の局面

わが国で最初の電力会社である東京電灯が設立されたのは1883年（明治16年）のことであるが、それから今日まで124年にわたる日本の電力業の発展過程は、企業形態の変遷に注目すると、次の三つの時代に区分することができる⁵⁾。

- A 民有民営の多数の電力会社が主たる存在であり、それに、地方公共団体が所有・経営する公営電気事業が部分的に併存した時代（1883～1938年）。
- B 民有国営の日本発送電と9配電会社⁶⁾が、それぞれ発送電事業と配電事業を独占的に担当した電力国家管理の時代（1939～1951年）。
- C 民有民営・発送配電一貫経営・地域独占の9（10）電力会社が主たる存在であり、

4) その後『WEDGE』2006年6月号も、「電力・航空・通信で露呈 行き詰まる“まやかしの自由化”」（『WEDGE』[2006] 32-34頁）と題する記事を掲載した。

5) 日本電力業の発展過程について詳しくは、橘川[2004a]参照。

6) 配電統合により9配電会社が発足したのは、1942年のことである。

論 説

それに、地方公共団体が所有・経営する公営電気事業や特殊法人である電源開発(株)⁷⁾、官民共同出資の日本原子力発電(株)などが部分的に併存する9(10)電力体制⁸⁾の時代(1951年以降)。

このうちAの時代は、電力会社間の市場競争の有無によって、以下のように、さらに三つの時期に細分化される。

A-1 おもに小規模な火力発電に依拠する電灯会社が都市ごとに事業展開し、競争がほとんど発生しなかった時期(1883~1906年)。

A-2 おもに水力発電と中長距離送電に依拠する地域的な電力会社が激しい市場競争(「電力戦」)を展開した時期(1907~31年)。

A-3 カルテル組織である電力連盟の成立と供給区域独占原則を掲げた改正電気事業法の施行により、「電力戦」がほぼ終焉した時期(1932~38年)。

また、Cの時代も、市場競争の有無やパフォーマンス競争の強弱によって、

C-1 民営9電力会社による地域独占が確立しており市場競争は存在しないが、パフォーマンス競争が展開された時期(1951~73年)、

C-2 引き続き地域独占が確立しており市場競争が存在せず、パフォーマンス競争も後退した時期(1974~94年)、

C-3 電力自由化の開始により、電力の卸売部門と小売部門で市場競争が部分的に展開されるようになった時期(1995年以降)、

の三つの時期に細分化される。

以上のように概観することができる日本電力業の発展過程の大きな特質は、国家管理下におかれたBの時代を例外として、基本的には民営形態で営まれてきた点に求めることができる。この点は、やはり電気に関連する公益事業であり、戦前は電力業と同じく通信省の管轄下にあった電気通信業が、1869年の事業開始から1985年の日本電信電話公社の民営化まで一貫して政府の直営ないし公社経営のもとにおかれたことと、対照的ですらある。

電気通信業の場合と異なり、電力業で民営形態が支配的であった理由としては、初期条件の違い(a)とその後の条件の違い(b)という、2点を指摘すべきである。aは、明治政府が国防上ないし治安維持上の観点から電気通信業を決定的に重視したということであり、bは、民間電力会社内に電力業経営の組織能力が蓄積され、それが、いく度か試みられた電力国営化の動きを基本的には封じ始めた(国家主義的イデオロギーの台頭を背景に強行された1939~51年の電力国家管理を例外として)ということである⁹⁾。

7) 電源開発(株)は、2004年に完全民営化した。

8) 「9電力体制」は、1988年の沖縄電力の民営化によって、「10電力体制」へ移行した。

民営形態が支配的だったという日本電力業の発展過程の特質は、国際比較を行うと、いっそう鮮明になる。例えば、第2次世界大戦後のヨーロッパでは、電力国営化の動きが活発化し（Myllintaus [1991]），現にイギリス・フランス両国では、1946年から1948年にかけて電力業が国営化された（Caron [1979]，Hannah [1979]，Hannah [1982]）。しかし、同じ時期の日本では、これと正反対の動きがみられた。戦時統制の一環として実施された電力国家管理を廃止し、今日も続く民営9電力体制を生み出した1951年の電気事業再編成が、それである。電気事業再編成の結果、戦後日本の電力業の企業形態は、大規模な民間9電力会社を中心的な経営主体とするという、国際的にみて際立った特徴を有することになった。このような企業形態は、民有民営方式が支配的である点で主要ヨーロッパ諸国のそれとは異なり、民間電力会社の事業規模が大きい点でアメリカのそれとも異なっていた（Vietor [1986]）¹⁰⁾。

このように日本の電力産業は、スタート時点から、民間主導体制をとっていた。つまり、私企業性と公益性を両立させる経営の自律性が、当初から、強く求められていたのである。

しかし、A-1の草創期（1883～1906年）の日本電力業は、経営の自律性を十分には貫徹できなかった。それは、火力中心の電源構成をとっていたため、石炭価格の高騰の影響を受け、低廉な電気供給という公益的課題を達成できなかった事実に、端的な形で示されている。低廉な電気供給の実現は、1907年の東京電灯駒橋水力発電所の運転開始を起点とする、新しい時代の到来を待たなければならなかった。

大規模水力開発と遠距離送電、および激しい市場競争で特徴づけられるA-2の1907～31年の時期に、日本電力業発展のダイナミズムは作用を強め、奔流の様相を呈した。この時期には、電力業草創期の技術者たちに代って、事業戦略や資金調達などの面で力を發揮した経営者たちが、ダイナミズムの中心的な担い手となった。1907～31年の時期を代表する電力業経営者としては、福沢桃介と松永安左エ門の2人をあげることができる¹¹⁾。

水力開発を重点的に追求し、発送電事業と配電事業との分離を主張した福沢の考えは、大同電力や日本電力という、5大電力¹²⁾中の卸売電力会社の経営に反映された。一方、水

9) 以上の点については、橘川 [1995] も参照。

10) 日本電力業が基本的には民営形態で営まれてきた点を強調することに対しては、たとえ民営形態が支配的であったにしても、公益事業である電力業に対しては政府の介入は避けられないから、電力業経営の自立性は限定されたものとなり、民営であることはあまり意味をもたないのではないか、という疑問が提示されるかもしれない。しかし、このような疑問提示は、公益規制が存在する状況のもとでも電力業が自律性を發揮する可能性があることを見落している点で、重大な難点をもっていると言わざるをえない。橘川 [1995] や橘川 [2004a] で詳述したように、上記の可能性は、1930年代や1950年代から1970年代初頭にかけての時期には、現実のものとなった。

11) 電力業経営者としての松永安左エ門と福沢桃介の活動について詳しくは、橘川 [2004b] 参照。

12) 5大電力とは、「電力戦」の主役となった五つの大規模電力会社のことであり、東京電灯・東邦電力・宇治川電気・大同電力・日本電力の5社のことである。

論 説

火併用方式と発送配電一貫経営を重視した松永の構想は、5大電力中の小売電力会社である東邦電力の経営に体現された。福沢の考えはのちの電力国家管理に、松永の構想はのちの電気事業再編成に、それぞれつながるものであったが、日本電力業の進路をめぐる二つの道の対抗は、5大電力が活躍するようになった1920年代に、すでにビルトインされていたと言つていいことができる。

1907～31年の時期に、日本における電力業経営の自律性は一定の前進をみせた。と言うのは、「電力戦」に象徴される激しい電力会社間競争が、電力料金の低下をもたらしたからである。ただし、電力業発展のダイナミズムの奔流が喚起した電気事業者間競争は、電力料金低下というメリットを生む一方で、小売電力会社の経営に打撃を与えるなど、日本電力業全体の供給体制を不安定化させるデメリットも有していた。この時期には、「低廉な電気供給」と「安定的な電気供給」とが二律背反的な動きをみせるという、無視しえない問題が生じたのである。

1932年の電力連盟成立と改正電気事業法施行により電力業界では自主統制が進み、1932～38年のA-3の時期には、事業者間の競争は終焉して、日本電力業発展のダイナミズムは調整局面を迎えた。当該期に電力業経営者は、「私的独占の強化のみを志向した」わけではなく、電力業の公益性を自覚し、公的規制を受け入れて、「豊富で低廉な電気供給」という社会的要請に対応しうる形で行動した。このような新たなビヘイヴィアにより、日本の電力産業は、みずからの発展過程で初めて、「低廉な電気供給」と「安定的な電気供給」とを同時に追求し、ある程度の成果をあげることになった。私企業性と公益性との両立と定義される電力業経営の自律性は、1932～38年に、前の時期よりさらに前進をとげたとみなすことができる。

しかし、1932～38年の電力業界の自主統制には、大きな限界が存在した。その限界とは、小売電力会社と卸売電力会社との併存状態が放置されたままだったことである。松永安左エ門は、1930年代にも電力業界におけるオピニオンリーダーとして活躍したが、彼が1928年の『電力統制私見』（東邦電力史刊行会編 [1962] 541頁）のなかで提唱した立体的統制（=1区域1会社主義による小売会社と卸売会社の合併）は、1951年まで実現することがなかった。

電力業界の自主統制が有した限界性の間隙を突く形で、1939年に電力国家管理が強行された。電力国家管理は、それまでの民間主導体制を否定し私企業性を排除したから、Bの1939～51年の時期には、電力業経営の自律性それ自体が意味を失うことになった。電力国家管理下で日本電力業発展のダイナミズムは、閉塞状態に陥ったのである。

半世紀以上にわたって定着していた民間主導体制を否定する電力国家管理が実行されたのは、基本的には、国家主義的イデオロギーや全体主義的イデオロギーの台頭という、経

済外的要因が作用したからである。電力国家管理は、民間活力の封殺、水力偏重の電源構成による電気供給の不安定化、発送電事業と配電事業との分断の徹底など、経済的にみて非合理的な側面をもっていた。しかし、たとえ合理性に欠ける制度であっても、電力国家管理がいったん成立すると、それを廃止するためには多大なエネルギーを必要とした。日本の電力産業が「長い回り道」であった国家管理から脱却し、本来の発展軌道に立ち戻るためには、第2次世界大戦における敗北だけでなく、電気事業再編成と呼ばれる一大変革を経験しなければならなかった。その変革を生み出すダイナミズムの中心的な担い手となつたのは、第一線に復帰した松永安左エ門と、彼の考えに共鳴した若き経営者たち（再編成推進の「三羽鳥」と称された木川田一隆、芦原義重、横山通夫ら）であった。

電力国家管理によって閉塞状態に陥っていた日本電力業発展のダイナミズムは、民間主導体制を再確立した1951年の電気事業再編成によって、蘇生することになった。電気事業再編成が生み出した9電力体制を構成することになった各電力会社は、1951～73年のC-1の時期に民間企業としての活力を發揮し、自律的な経営を開拓した。この時期に作用した電力業発展のダイナミズムは、1938年以前のそれとは異なり、組織化され、秩序化されたダイナミズムであった。

ダイナミズムの組織化・秩序化のポイントは、9電力体制がもつ固有の特徴、つまり、(A)民営、(B)発送配電一貫経営、(C)地域別分割、(D)独占、の4点にあった。これらはいずれも、松永安左エ門がすでに『電力統制私見』において提唱していた内容であり、松永の考えを継承した東京電力の木川田一隆、関西電力の太田垣士郎・芦原義重らは、電力業経営の自律性を重視するビヘイヴィアをとった。その結果、民営(A)、発送配電一貫経営(B)、地域別分割(C)がメリットを發揮して、独占(D)が潜在的に内包するデメリット（高価な料金）は抑制されることになった。

電気事業再編成によって誕生した9電力各社は、1951～73年の時期に、行政当局と一定の距離をおきつつ、互いにパフォーマンス競争を開拓して、電源構成の火主水従化、火力発電用燃料の油主炭従化、電力流通設備の拡充、系統運用の確立などを推進した。その成果は、1950年代後半から1970年代初頭にかけての日本経済の高度成長期において、「低廉で安定的な電気供給」が実現するという形で具体化した。高度経済成長期は、日本電力業の発展過程全体のなかで特筆すべき「黄金時代」だったと言うことができる。

しかし、電気事業再編成によって復活をとげた日本電力業発展のダイナミズムは、1973年の第1次石油危機を転機にして、変質をとげることになった。電源立地難対策として1974年に導入された電源3法スキームと、石油危機を契機に採用された原子力開発に重点をおく電源の脱石油化戦略は、9（10）電力会社の民間企業としての活力を弱めさせる作用をもたらした。原油価格の上昇を受けて料金のいっせい値上げを繰り返すうちに、深

論 説

刻化する立地問題の解決を電源3法スキームに委ねるうちに、あるいは、反原発運動に対抗して一枚岩的行動様式を強めるうちに、電力会社間のパフォーマンス競争は弱まり、電力業界と行政とのあいだの距離はせばまつた。石油危機以後9(10)電力会社は、「安定的な電気供給」を至上命題とする「石油危機のトラウマ」にとらわれ、私企業性を後退させて、「役所のような存在」になっていったのである。

「石油危機のトラウマ」は、日本の電力業経営における自律性の後退をもたらした。つまり、9(10)電力体制が有する四つの特徴((A)民営、(B)発送配電一貫経営、(C)地域別分割、(D)独占)のうち、(A)・(B)・(C)が発揮するメリットが(D)のデメリットを封殺するメカニズムが、十分に作用しなくなつたのである。その結果、C-2の1974~94年の時期には、(D)が可能性として内包する高い料金水準というデメリットが顕在化し、「安定的な電気供給」は維持されたものの、「低廉な電気供給」は終焉をとげた。このような状況のもとで、「低廉な電気供給」の再現を求めて、9(10)電力体制のあり方、とくに(D)の独占の適否を問い合わせ直す声が高まつたのは、ある意味では当然のことであった。こうして、電力自由化が、社会問題化したのである。

「石油危機のトラウマ」にとらわれ、1974~94年の時期に変質をとげた日本電力業発展のダイナミズムは、電力自由化時代を迎えたC-3の1995年以降の時期には、再生へ向けての歩みを刻み始めた。9(10)電力会社は、電力業経営の自律性の再構築をめざして、私企業性の回復に力を注ぐようになった。電力自由化は、新規参入を試みる事業者にとってだけでなく、経営の自由度を拡大させる点で、9(10)電力各社等の既存の電気事業者にとっても、大きなビジネスチャンスだと言える(橋川[2001])。

しかし、ここでは、チャンスとピンチとは、多くの場合、表裏一体であることも忘れてはならない。もし、電力自由化時代に、私企業性を後退させたまま守旧的姿勢をとる電力会社があるとすれば、そのような企業は、自由化の激動の中で一敗地にまみれざるをえない。一方、本来の私企業性を取り戻し、それを大いに発揮して、経営革新を断行する電力会社にとっては、自由化は、事業基盤拡充と企業体質強化を達成し、電気料金引下げ等の消費者便益の向上を図る条件を獲得するうえで、絶好のチャンスとなる。両者を分かつのは、電力業発展のダイナミズムを発揮できるか否か、という点なのである。

産業発展のダイナミズムと経営の自律性とに注目して日本電力産業史全体を総括すると、およそ以上の通りであるが、この総括を鳥瞰すると、我々は一つの事実に気づく。それは、中長期的にみて、電力業発展のダイナミズムが作用すると電力業経営の自律性が深化し、電力業発展のダイナミズムが停止すると電力業経営の自律性が後退する、という事実である。日本電力業がスタートした1883年から電力国家管理直前の1938年までの局面(第1局面)、および電気事業再編成によって9電力体制が発足した1951年から第1次石油危機

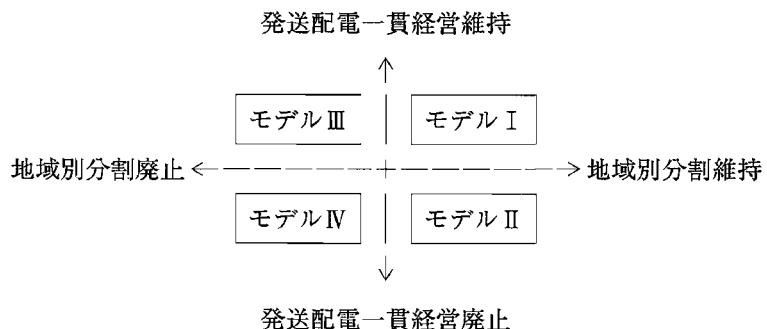
が発生した1973年までの局面（第3局面）では、電力業発展のダイナミズムの作用が、電力業経営の自律性の深化をもたらした。一方、1939～50年の電力国家管理の局面（第2局面）、および1974～94年の「石油危機のトラウマ」が存在した局面（第4局面）では、電力業発展のダイナミズムの停止ないし衰退が、電力業経営の自律性の消滅ないし後退につながった。いったん停止ないし衰退した電力業発展のダイナミズムを再度活性化させるためには、大きな変革を必要とする。第2局面から第3局面への転換は、電気事業再編成という一大変革によって達成された。その担い手は、松永安左エ門に代表される電力業経営者たちであった。現在直面する電力自由化は、電気事業再編成に匹敵する歴史的意味をもつ新たな一大変革であり、日本の電力産業が第4局面から第5局面（電力業発展のダイナミズムが三たび活性化し、電力業経営の自律性が三たび深化する局面）へ移行する転機に当たるものである。電力自由化という大変革を主体的に担う電気事業者は、はたして登場するであろうか。我々は、この点に注目しなければならない。

3. 電力自由化の進むべき方向性

ここで電力自由化の目標に関する筆者の考え方を示せば、それは、電力小売の完全自由化と発送配電一貫経営の維持ということになる。9 (10) 電力体制は、(A)民営、(B)発送配電一貫経営、(C)地域別分割、(D)独占、という四つの特徴をもっている。電力自由化の進行によって、このうちの(D)（独占）が改変されることは間違いない。また、自由化は電力民営を前提としているから、(A)（民営）が改変されないことも確実である。問題は、自由化が、(B)（発送配電一貫経営）や(C)（地域別分割）の本格的な改変にまで行き着くか否かにある。このような観点から、日本電力業の今後の産業組織について整理を試みたのが、別図である。

最近の日本の電力業における規模の経済性と垂直統合の経済性のあり方をめぐっては、(1)発電部門での規模の経済性は地域差を残しつつも総じて消滅に向かっている、(2)それと

別図 日本における電力業の今後の産業組織



論 説

は対照的に送配電部門での規模の経済性は縮小傾向にあるものの厳然として存在する、(3)垂直統合の経済性も縮小傾向にはあるが継続している、の3点が指摘されている¹³⁾。日本における電力業の今後の産業組織についてはこの図のような四つのモデルを想定することができるが、モデルⅠとモデルⅡは(1)の点からみて、モデルⅢとモデルⅣは(3)の点からみて、それぞれ適切でない可能性が高い。残るのはモデルⅢであるが、このモデルの一つの柱である小売部門の完全自由化（=地域別分割の廃止）については、(2)の事実との整合性が問題となる。しかし、(2)の送配電部門の規模の経済性は主として送電部門の規模の経済性によるものだと見込まれること（従って、小売部門の競争を自由化しても問題はないこと）、2000年からすでに電力小売の部分自由化が開始され電気料金低下などの効果をあげつつあること、などを考え合わせると、現状では、モデルⅢが最も望ましい日本電力業の将来像だと結論づけることができる。別の言い方をすれば、それは、「電力小売の完全自由化と発送配電一貫経営の維持」が電力自由化の目標となるということである。

このように日本の電力自由化が「(C)（地域別分割）が改変され、(B)（発送配電一貫経営）は改変されない」道をたどるのだとすれば、9(10)電力体制がもつ四つの特徴のうち、(A)（民営）と(B)（発送配電一貫経営）は継続し、(C)（地域別分割）と(D)は改変されることになる。その場合、企業間競争の中心的なあり方として浮かび上がって来るのは、IPPやPPSの新規参入による競争激化という絵柄よりも、9(10)電力会社相互の市場争奪戦という構図である。9(10)電力各社は、第1次石油危機以降の時期に後退させた競争意識を取り戻し、さらにヤードスティック競争ないしパフォーマンス競争の域を逸脱して、直接的な市場競争を本格化させる可能性が高い。それによって既存の9(10)電力体制は大きく変容するであろうが、変容をもたらす担い手はあくまで9(10)電力各社それ自身である。つまり、電力自由化が「(C)が改変され、(B)は改変されない」道をたどることは、言うなれば、9(10)電力体制が発展的な解消をとげることなのである。

ただし、9(10)電力各社が電力自由化に受動的に対応し、市場競争に消極的な姿勢をとるのであれば、「9(10)電力体制の発展的解消」は実現しない。それどころか、「(B)（発送配電一貫経営）の改変なしには本格的な競争は起こりえない」との理由で、「9(10)電力体制の突然死」とでも言うべきアンバンドリング（発送配電の分断）が実施されかねない。アンバンドリングの最大の問題点は、それが不確実性を増大させ、設備投資に対するインセンティブを減退させる点にある。アンバンドリングに反対し、(B)の発送配電一貫体制の堅持を強く主張する9(10)電力各社が世論の支持を得るために、垂直統合を維持した場合にはこのように有用な設備投資が可能となるという、具体的なプログラムを国

13) 中西・伊藤 [1988], Nemoto, Nakanishi, and Madono [1993], 新庄 [1994], 渡辺・北村 [1994], 後藤・末吉 [1998], 渡辺・北村 [1998], 桑原・依田 [2000], 武石 [2001], など参照。

民の前に提示することが必要である¹⁴⁾。にもかかわらず、9(10) 電力各社が昨今のように設備投資の抑制¹⁵⁾に注力していくは、自らの主張の拠って立つ基盤を掘り崩すことになりかねない。その場合には、電力自由化が「(C)（地域別分割）だけでなく、(B)（発送配電一貫経営）をも改変する」道をたどり、アンバンドリングという「9(10) 電力体制の突然死」が発生することもありうるのである。

4. 電力自由化と電力業経営

高压分野全体への電力小売自由化の拡大、振替供給料金の廃止、卸電力取引所での売買などが実施された2005年度は、日本の電力業界が、第2次世界大戦後初めて、本格的な競争時代に突入する初年度だと言われた。本格的競争を論じるにあたっては、競争の主たる担い手が誰になるかを、あらかじめ見極める必要がある。1995年以来の電力自由化のプロセスでは、IPPやPPSの新規参入により、既存9(10)電力会社とのあいだの競争が激化するという見通しが語られることが多かった。しかし、IPPやPPSには供給力の面での制約があり、たとえ卸電力取引所が登場しても、この制約は残るものと思われる。端的に言えば、IPPやPPSは本格的競争の主役にはなりえないのであり、主役の座を占めるのは、既存の電気事業者（送電系統から切り離されている沖縄電力を除く9電力会社）それ自身ということになる。

全国的に事業所を展開する企業Aが競争入札等により、9電力会社中で最も安い料金を提示した既存電気事業者Bと、電力売買を一括契約する。その場合には、電気事業者Bは、これまでの供給区域の外にある企業Aの全国の事業所に向けて、電力を供給することになる。振替供給料金の廃止という現実をふまえれば、ここでBが行うような全国大の電力供給を通じて、9電力会社間の市場競争が激化することは、大いにありうる¹⁶⁾。もちろん、東西の周波数の違いや北本（北海道本州）連系線の送電規模の限界などがあり、競争はある程度チェックされるであろうが、それでも、9電力会社自身が主役となって競

14) 九州電力は、2005年6月に長距離電力海底ケーブルを使って、長崎県の松島変電所と五島列島に位置する奈良尾変電所とを結ぶ送電線の運転を開始した。亘長43km直流の北本連系線や亘長48km直流の阿南紀北連系線を上回る亘長53km交流の松島奈良尾線の布設によって、五島列島は、少なくとも電力系統面ではもはや離島ではなくなった。松島奈良尾線のような大規模投資が実現したのは九州電力が発送配電一貫経営を行う電気事業者だからであり、アンバンドリングが実施されれば、このような社会的に有用な投資の担い手は消滅する可能性が高い。

15) 1991～95年度の5年間には22兆6230億円に及んだ9電力会社全体の工事資金実績は、1996～2000年度の5年間には17兆9645億円まで減退した（橋川〔2005b〕531頁参照）。

16) 2005年11月に九州電力は、中国電力の供給区域である広島県内のジャスコ宇品店に向けて、電力供給を開始した。これは、9電力会社間の市場競争の端緒となりうる出来事である。

論 説

争が本格化することに変りはない。これが、本格的競争時代の実相なのである。

自らが競争の主役となる既存電気事業者に求められる経営面での資質は、何であろうか。その答えは、「自律性」と「個性」という二つのキーワードに求めることができる。

このうち電力業経営の自律性とは、すでに述べたように、「私企業性と公益性を両立させる電力業経営」のことである。別の言い方をすれば、民有民営の電力会社が企業努力によって合理化を達成し、「低廉で安定的な電力供給」を実現することが、自律的な電力業経営の内容である。

電力業経営の自律性が後退すると、私企業性と公益性のバランスが崩れ、産業組織の改変が社会問題化する。現に、日本電力産業史においてエポックメーキングとなった1922～31年の「電力戦」（当時の5大電力会社が展開した激しい市場競争）、1932年の電力連盟成立、1939～51年の電力国家管理、1951年の電気事業再編成、1995年以降の電力自由化などの出来事は、いずれも、産業組織の改変と深くかかわる事柄であった。

本格的競争を勝ち抜くためには、既存電気事業者は私企業性を發揮し、企業努力によって低廉な電力供給を実現しなければならない。しかも、それを安定的な電力供給と結びつけて、公益事業者としての責務を果たさなければならない。本格的競争時代の電気事業者には、私企業性と公益性を両立させる自律的な経営を展開することが求められている。

本格的競争時代を迎えた電気事業者は、これまでの供給区域外に「攻め込む」ことを考へるだけでなく、これまでの供給区域を「守り抜く」ことにも力を注ぐ必要がある。守りを固めるうえで重要な意味をもつのは、電力需給の地域的特性を活かした個性的な電力業経営を推進することである。

この点に関連して気にかかるのは、9(10)電力体制には一種の自己拘束性があり、それが、地域的条件の違いを根拠に9(10)電力各社が本来もつべき個性を失わせ、各社に横並び行動をとらせてきた事実である。「9(10)電力体制の自己拘束性¹⁷⁾」は、高度経済成長期における火主水従の電源開発や火力発電用燃料の油主炭従化のプロセスでも観察されたが、石油危機後の時期における原子力開発の重点化のプロセスでいっそう顕著になった。電力自由化の開始後に行われた電気料金の値下げが結果的には9(10)社いっせい実施の形になったことも、横並び志向の根強さを示している。

ただし、部分的には、9(10)電力会社の横並び志向に変化の兆しがみられ、個性的な経営行動が目につくようになったことも事実である。冬季ピークの継続、高い年負荷率、電灯使用電力量の大きなウエートなど、他の電力会社と異なるユニークな需要構造をもつ北海道電力が、時間帯別電灯料金制度「ドリーム8」の普及等に力を入れ、電灯需要家向

17) 「9(10)電力体制の自己拘束性」とは、同質の競争による9(10)電力各社の個性の喪失を意味する言葉である。これについて詳しくは、橋川[2005]309頁、428-430頁参照。

け営業の面で成果をあげたことは、その一事例とみなすことができる。

124年に及ぶ日本電力業の発展過程では、需給両面で、地域的要因が重要な意味をもつた。良好なパフォーマンスを示した電力会社の多くは、地域固有の条件に適応する形で、事業活動を展開した。地域の条件に合致する系統運用を行い、電気需給の適切なマッチングを実現するというのが、優れた電力会社の姿であった。本格的競争を勝ち抜くためには、各電力会社は電力需給の地域特性を十分に考慮に入れ、他社とは異なる個性的な事業戦略を展開する必要がある。

5. 電力自由化と原子力発電

ここまで電力自由化にかかわる論点を検討してきたが、それとの関係で、避けて通ることのできない論点が一つある。それは、日本の原子力開発のあり方は、今後どうあるべきかという論点である。

電力自由化と原子力発電とのあいだには、二重の原理的矛盾が存在する。

第1の矛盾は、電力自由化が市場メカニズムの導入（＝国家の後退）を基本とするものであるのに対して、原子力発電には国家介入が不可避である点にある。

原子力発電に国家介入が必要となる事情としては、まず、立地確保の問題をあげることができる。原子力に限らず他の電源及び流通設備に関しても、立地を円滑に進めるためには、事実上、電源3法の枠組みが必要不可欠である。これは、簡単に言えば、国家が市場に介入して何とか電力設備立地を確保していく手法である。しかも、この枠組みがあっても、計画どおりには電力設備立地がなかなか進まないのが実情である。

また、原子力発電への国家介入を不可避にするより大きな事情として、使用済み核燃料の処理問題（いわゆる「バックエンド問題」）がある。核燃料のバックエンド問題に関しては、リサイクル（再処理）するにせよワンススルー（直接処分）するにせよ、国家の介入は避けて通ることができない。また、リサイクル路線を採用する場合には、核不拡散政策との整合性を図ることが必要になるが、これが、市場メカニズムとは別次元の政治的・軍事的マターであることは、言うまでもない。

第2の矛盾は、電力自由化によって競争の当事者となる電力各社には他社と異なる個性的な経営行動が求められるのに対して、原子力開発を推進するためには電力各社が一枚岩的な行動をとらざるをえない点にある。

電力自由化の進展とともに始まりつつある本格的な競争が、電力会社相互間の市場競争を基本線とするものであるとすれば、そこでは電力各社が、他社とは異なる個性的な経営行動をいかに展開するかが焦点となる。一方、原子力発電に関しては、立地問題について

論 説

もバックエンド問題についても、電力各社は一枚岩的対応をせざるをえない。原子力発電事業は、事実上、民営であるが国策、つまり国策民営であるという状況が続いているからである（鈴木 [2005]）。

ここまで述べてきたように、電力自由化と原子力発電とのあいだには、①市場原理対国家介入、②個性的行動対一枚岩的対応、という二重の原理的矛盾が存在する。電力自由化で求められているのは電力各社が私企業性を強めていくことであるが、その一方で原子力発電事業は、引き続き国策民営方式によって運営されている。この矛盾は深刻であり、電力会社は、自由化と原子力発電とのあいだで「股裂き状態」に陥っているというのが、現実の姿である。

実際に日本の電力自由化は、原子力開発の抑制という「副作用」をもたらしている。『電気新聞』編集委員の間庭正弘は、2002年2月の同紙の記事で、次のように書いている。「電力自由化の検証が進む中、原子力をめぐる論議が活発化しつつある。自由化範囲が拡大し離脱需要家が増加すれば、バックエンドを含む巨額の投資回収が困難となり、民間企業経営の範囲内での開発運営は壁にぶつかることになりかねない。単純な競争市場ならば、仮に原子力開発が後退しても競争の結果と片付けられるが、環境、エネルギーセキュリティという観点から国策と位置付けられている以上、簡単に割り切るわけにはいかない。自由化検証と絡み、今後の議論の展開からは目が離せない」（間庭 [2002]）。

この記事が指摘するとおり、電力自由化は、そのままでは原子力開発の投資回収リスクを高め、民間電力会社の原子力投資を抑制する波及効果をもつのである。

それでは、上記の記事が求めた、電力自由化の検証プロセスにおける原子力開発をめぐる論議の深化は、その後実現したのであろうか。残念ながら、答えは「否」である。例えば、電力自由化の検証をふまえ、上記記事のほぼ1年後に発表された総合資源エネルギー調査会電気事業分科会 [2003] は、事実上、原子力開発をめぐる議論を先送りにした。同報告に対しては、「市場競争下における原子力の位置付けは、今回先送りされた。極めて重要な論点であるにもかかわらず、簡単に素通りした感が否めない」((株) 格付投資情報センター [2003])、という評価が一般的である。このような状況は、今日に至っても、大きくは変化していない。やや強い言い方をすれば、日本の原子力開発は、戦略的見地を失い、「海図なき航海」へとさまよい出たままなのである。

6. 原子力発電と電力業経営

電力自由化が進行する今だからこそ、原子力発電の位置づけを明確にしなければならぬ

い。「原発推進派」対「原発反対派」という不毛の対立を乗り越え、今後の原子力開発のあり方に関して、国民的合意を形成しなければならない。そのためには、相当踏み込んだ原子力政策の見直しが必要となる。見直しにあたっては、①9電力会社¹⁸⁾経営からの原子力発電事業の分離や、②使用済み核燃料の再処理（リサイクル）路線と直接処分（ワンススルー）路線との併用など、これまでの原子力政策とは180度異なる内容も、選択肢の一部として考慮に入れるべきである。

①の9電力会社経営からの原子力発電事業の分離は、電力自由化と原子力開発との原理的背反を解消する施策である。9電力各社は、使用済み燃料処理などの面で「国策」による支援が必要不可欠な原子力発電事業を経営から切り離すことによって、私企業性を真に取り戻すことができる。また、原子力発電事業を9電力会社から分離し大規模な専業会社に集中することによって、原子力開発にとっての投資環境が改善される。京都議定書達成等の環境保全面からの要請やエネルギー・セキュリティ上の理由で、日本政府が原子力開発のいっそうの推進をめざすのであれば、電力自由化の枠組みの外側におかれる原子力発電専業会社に、政策的支援を集中すればよいわけである。

ただし、9電力会社経営からの原子力発電事業の分離を実行する場合にも、地域ごとの差異を考慮に入れることが重要である。電力自由化が進行するなかで原子力開発に取り組んだ電力会社は、金利負担の増大などを通じて、競争上不利な立場におかれることは避けられない。このようなケースでは、条件面で折合いがつきさえすれば、原子力発電事業を分離することで、当該電力会社がメリットを受けることがある。一方、電力自由化が始まる以前に原子力開発を一巡させた電力会社の場合には、そのようなメリットは小さいと言える¹⁹⁾。原子力発電事業の分離は、もし、それが実行されるのであれば、9電力各社が、「9電力体制の自己拘束性」から脱却し、地域の条件に最適な系統運用を形成して、個性を再確立するプロセスの重要な一環となるであろう。

9電力会社のなかには、原子力発電事業の分離がアンバンドリングにつながることを懸念する声がある。しかし、2005年度の10電力会社の発受電電力量に占める原子力発電電力量の比率は29.7%であり、原子力発電事業を分離しても、発送配電一貫経営の維持は十分に可能である。むしろ、アンバンドリングをもたらしかねないのは、「国策民営」の原子力事業を、9電力会社経営の内部に抱え続けた場合である。原子力事業を内部化しているがゆえに、9電力各社が私企業性を十分に發揮できず、相互間の競争に熱心でないような状況が現出すれば、その状況を開拓するため、電力自由化は、「9電力体制の突然死」

18) 沖縄電力は、今のところ、原子力発電所を有していない。

19) 原子力開発がすでに一巡している電力会社の場合にも、既存原子力発電所の設備を更新する際には、経営からの原子力発電事業の分離が、検討すべきオプションの一つとなるであろう。

論 説

を意味するアンバンドリングに行き着くかもしれないである。

そもそも、9(10) 電力会社のコアコンピタンスは、系統運用能力にある。たとえ、原子力発電事業を分離したとしても、高い系統運用能力がある限り、電力業経営の根幹は揺るがない。9(10) 電力会社が系統運用関連投資をきちんと行うならば、アンバンドリングを回避することができる。

電力小売の完全自由化が実施されたとしても、各電力会社が、系統運用能力を存分に發揮するならば、民生用電気市場は、引き続き重要な収益基盤であり続けるであろう。むしろ、電力各社にとっては、将来的に、高付加価値・高成長の民生用市場のウェートを拡大する方が得策である。その場合に電力会社は、エネルギー小売全体の自由化をふまえて、ガス会社との事業連携・統合も見通すことになる。「ガス・アンド・パワー」というビジネスモデル自体は、それを標榜したエンロンが歴史の舞台から消え去った今日においても、生き続けているのである。

一方、②の使用済み核燃料の再処理（リサイクル）路線と直接処分（ワنسスルー）路線との併用は、核燃料サイクルの構築・運用に際して課せられる、国民や電力会社の経済的負担ないしリスクを軽減するねらいをもつ選択肢である。原子力発電それ自体に対しても反対論があるが、核燃料サイクルに対しては、それ以上に大きな異論が存在する。核燃料サイクルをめぐる国民的合意の形成を先送りすることは、リスクを先送りすることにつながる。国民的合意が欠如したまま、六ヶ所再処理工場の運転や原子力発電所でのプルサーマル発電を開始することは、それらが十分な社会的認知を伴わずにスタートすることを意味する。社会的認知が不十分な状況下では、たとえ些細な不具合が生じた場合でも（より厳密な言い方をすれば、「社会的認知が十分な状況下では許容される程度の不具合が生じた場合でも」），再処理工場の運転やプルサーマル発電は、停止に追い込まれかねない。

いったんスタートした六ヶ所再処理工場の運転や原子力発電所でのプルサーマル発電が停止に追い込まれると、それによって生じる追加的なコストは膨大な規模に達する。現行の「官民の役割分担」のスキームに従えば、その膨大な追加的コストを負担するのは、結局のところ、国民と電力会社である。国民と電力会社にとって、社会的認知が不十分なまま再処理工場の運転やプルサーマル発電がスタートすることは、リスクの先送りを意味するだけでなく、リスクの増大をも意味すると言わざるをえない。

電力会社が見落としてはならない点は、六ヶ所再処理工場の運転やプルサーマル発電によって核燃料サイクル・スキームが動き出すと、別のタイプのリスクも拡大することである。それは、アンバンドリング論が再燃するリスクであり、先述した「電力自由化と原子力発電との原理的矛盾」の第2の側面に関連するリスクである。

原子力発電のバックエンド問題の解決策として存在する二つの路線のうち、核燃料サイ

クル路線は、もう一方の使用済み核燃料の直接処分路線に比べて、政府の関与の度合が大きい。核燃料サイクル・スキームが動き出すと、原子力発電事業に対する政府の関与がいっそう強まり、その原子力発電事業を内部に抱える9電力各社が、私企業性を存分に發揮することは困難になる。9電力各社が私企業性を十分に發揮しないと、電力自由化がめざす市場競争の活発化は、限定的にしか生じない。そうなれば、電力自由化の徹底を求める声が高まり、いったん見送られたアンバンドリング案が復活する。これが、ここで言う「アンバンドリング論再燃のリスク」である。

電力会社の関係者が、原子力発電所敷地内での使用済み燃料の貯蔵が限界に達しつつある点を危惧し、六ヶ所再処理工場の運転開始を心待ちにすることは、よく理解できる。また、地元の青森県や六ヶ所村との信頼関係を重視する立場から、再処理工場稼働を求めることも、今日の電力施設立地問題の深刻さを考慮に入れれば、ある程度了解できる。しかし、事前の社会的認知が不十分なまま六ヶ所再処理工場の運転がスタートすることのリスクは、あまりに大きい。電力会社には、より大きくより長期的な視点から、戦略的判断を下すことが求められているのである。

筆者は、核燃料サイクルに関して慎重な立場をとるが、原子力発電それ自体に関しては賛成である。今日の日本において原子力発電は、脱石油の推進、二酸化炭素排出量の削減、スケールメリットと連続運転による経済性の発揮などの点からみて、必要不可欠なものである。ただし、これまでの原子力発電の運転実績をふまえて、「原子力依存度を kWh ベースで 40% 以下に抑えるべきではないか」、とも考えている。原子力依存度がそれ以上に高まると、裁量の範囲が縮小するという意味で、電力業経営の硬直性が強まるからである。

電力自由化という「逆風」が吹くなかで、kWh ベースで 30~40% の原子力依存度を維持することは、容易なことではない。日本の原子力発電にとって最大のリスクは、バックエンド問題にある。このリスクは、使用済み核燃料の再処理工場と直接処分路線との併用という、国際的に広く採用されている方式を導入することによって、ある程度軽減される。一定水準の原子力発電を維持するために、適切なリスク軽減策を講じるべきであるというのが、筆者の基本的立場である。

7. 検討すべきオプション

本稿では、歴史的経緯をふまえた日本の電力産業の将来像について検討してきた。ここでは、これまでの議論をふまえて、日本の電力産業が考慮すべきいくつかのオプションを列記することにしよう。.

まず、電力自由化関連では、

論 説

- ・「9（10）電力会社間の競争を本格化すべきではないか」,
 - ・「地域ごとの需要の実態に即した差別化戦略を採用すべきではないか」,
 - ・「民生用電力販売を重点化する戦略も考慮に入れるべきではないか」,
 - ・「ガス会社との提携・統合を視野に入れるべきではないか」,
- などのオプションがある。また、原子力発電関連では、
- ・「原子力依存度を kWh ベースで 40% 以下に抑えるべきではないか」,
 - ・「再処理工場稼動を急がず、事前の国民的合意の形成を優先させるべきではないか」,
 - ・「電力会社の経営から原子力発電を分離すべきではないか」,
 - ・「使用済み核燃料の再処理と直接処分とを併用すべきではないか」,
- などのオプションが存在する。

歴史的経緯をふまえると、今日の日本の電力産業は、自由化の本格的進行に直面して、産業発展のダイナミズムを三たび活性化させ、経営の自律性を三たび深化させることができるか否かの分岐点に立たされている、とみなすことができる。各電力会社には、様々なオプションを視野に入れて、より大きくより長期的な視点から、戦略的判断を下すことが求められている。

おわりに：自由化の推進とエネルギー・セキュリティ

本稿では、歴史的経緯をふまえ、日本の電力産業の将来像を展望する作業を進めてきた。そこで得られた知見は、電力自由化とエネルギー・セキュリティとの関係について、どのような含意をもつであろうか。

冒頭で指摘したように、最近の日本では、「エネルギー・セキュリティの確保」を大義名分にして、電力自由化に歯止めをかけようとする動きが目立ち始めている。そこでは、エネルギー・セキュリティの確保→原子力発電の重視→原子力投資を抑制する電力自由化の問題視→電力自由化の後退、という論理的連関が想定されているが、このような想定は、はたして妥当なものであろうか。

エネルギー・セキュリティの確保が国民的課題であり、そのためには、原子力発電が重要な意味をもつ点については、首肯しうる。また、電力自由化が原子力投資に抑制的な影響を及ぼす点も、事実であろう。問題は、そうであるから電力自由化を後退させるべきだとする、最後の矢印にある。

エネルギー・セキュリティの確保にとって決定的な要件となるのは、国際競争力をもち世界市場で活躍する強靭なエネルギー企業が存在することである。日本の電力会社は、そのようなエネルギー企業に成長する可能性を有している²⁰⁾。ただし、それを実現するため

には、何よりも電力会社自身が経営の自律性を再構築しなければならない。

歴史的経緯をふまえると、日本の電力産業にとって電力自由化は、「産業発展のダイナミズムを三たび活性化させ、経営の自律性を三たび深化させることができる」、貴重な機会だと言うことができる。つまり、電力自由化のいっそうの進展は、電力会社による経営の自律性の再構築を促進し、ひいてはエネルギー・セキュリティの確保に資するわけである。ここでは、電力自由化の進展→電力会社による経営の自律性の再構築→電力会社の強靭なエネルギー企業への成長→エネルギー・セキュリティの確保、という論理的連関こそが強調されるべきなのである。

このように考えると、電力自由化の後退は、むしろ、エネルギー・セキュリティを危うくするものだと結論づけることができる。電力自由化が原子力投資に抑制的な影響を及ぼす問題については、原子力発電事業を9電力会社から分離し、政策的支援を受ける専業会社に集中することによって、解決することが可能である。エネルギー・セキュリティの確保のためには、電力自由化をいっそう進展させることが求められているのである。

参考文献

- Caron, François, 1979, *An Economic History of Modern France*, New York, Columbia University Press.
- 『電気新聞』, 2002, 「『仙台市電力入札』東北電力、大幅値下げ提示」『電気新聞』2002年3月28日付。
- 『エネルギーフォーラム』, 2006, 「新・国家エネルギー戦略の欺瞞を剥ぐ」『エネルギーフォーラム』2006年5月号。
- 後藤美香・末吉俊幸, 1998, 「我が国電気事業の規模の経済性」『公益事業研究』第50巻第1号。
- Hannah, Leslie, 1979, *Electricity before Nationalisation*, London, Macmillan.
- Hannah, Leslie, 1982, *Engineers, Managers, and Politicians*, Baltimore, Maryland, Johns Hopkins University Press.
- 格付投資情報センター, 2003, 『R & I News Release』No. 2003-A-001, 2003年1月8日。
- 橋川武郎, 1995, 『日本電力業の発展と松永安左エ門』名古屋大学出版会。
- 橋川武郎, 2001, 「ビジネスチャンスとしての電力自由化」日本電気協会『電気協会報』2001年3月号。
- 橋川武郎, 2002, 「GATS・電力自由化と日本のエネルギー産業」『日本国際経済法学会年報』第11号。
- 橋川武郎, 2004a, 『日本電力業発展のダイナミズム』名古屋大学出版会。
- 橋川武郎, 2004b, 『松永安左エ門』ミネルヴァ書房。
- 橋川武郎, 2006, 「経営史学の時代—応用経営史の可能性ー」『経営史学』第40巻第4号。
- 桑原鉄也・依田高典, 2000, 「日本電力産業のパネルデータ分析」『公益事業研究』第52巻第2号。
- 間庭正弘, 2002, 「自由化検証で原子力論議が活発化」『電気新聞』2002年2月14日付。
- Myllyntaus, Timo, 1991, *Electrifying Finland*, London, Macmillan.
- 中西康夫・伊藤成康, 1988, 「電気事業における規模の経済性」『電力中央研究所報告』Y87017.
- Nemoto, J., Y. Nakanishi, and S. Madono, 1993, "Scale Economies and Over-Capitalization in Japanese Electric Utilities", in *International Economic Review*, Vol. 34, No. 2.
- 新庄浩二, 1994, 「自然独占性と規模の経済性」植草益編『講座・公的規制と産業1 電力』NTT出版。

20) この点について詳しくは、橋川 [2002] 参照。

論 説

総合資源エネルギー調査会電気事業分科会, 2003, 『総合資源エネルギー調査会電気事業分科会報告「今後の望ましい電気事業制度の骨格について』』。

総合資源エネルギー調査会総合部会, 2006, 『「新・国家エネルギー戦略」中間とりまとめ』。

鈴木達治郎, 2005, 「エネルギー：国策民営の原子力発電」工藤章・橋川武郎・グレン=D. フック編『現代日本企業2企業体制（下）秩序変容のダイナミクス』有斐閣。

武石礼司, 2001, 「電力産業の将来像」『Economic Review』2001年7月号。

東邦電力史刊行会編, 1962, 『東邦電力史』。

Vietor, H. K. Richard, 1986, "Energy Policy and Markets", in T. K. McCraw ed., *America versus Japan*, Boston, Harvard Business School Press.

渡辺尚史・北村美香, 1994, 「わが国電気事業の垂直統合の経済性」『電力中央研究所報告』Y93016。

渡辺尚史・北村美香, 1998, 「わが国電気事業の長期費用構造の分析」『電力中央研究所報告』Y97016。

『WEDGE』, 2006, 「電力・航空・通信で露呈 行き詰まる“まやかしの自由化”」『WEDGE』2006年6月号。